

## ◆児童発達支援施設通園費補助金

就学前の療育を推進するため、児童発達支援施設に通う際に負担となる「給食費」と「送迎バス負担金」を全額補助します。

### ■ 補助を受けられる方

児童福祉法に基づく障害児通所給付費に係る支給決定(児童発達支援・通園めだか)を受けている児童の保護者。

### ■ 補助の対象となる費用

- ①給食費           200 円/日
- ②送迎燃料費   片道利用   1,000 円/月  
                  往復利用   2,000 円/月

### ■ 補助申請

領収書を添付して、月ごとに申請してください。

熊野市福祉事務所 児童福祉係  
TEL0597-89-4111 (内線 162,163)